

青少年の健全な育成に関する条例施行規則

(昭和41年大分県規則第69号)

(趣旨)

第1条 この規則は、青少年の健全な育成に関する条例(昭和41年大分県条例第40号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定興行の掲示)

第2条 条例第20条第4項の規定による掲示は、第1号様式によるものとする。

(有害図書等)

第3条 条例第21条第4項第1号及び第2号の規則で定める写真又は場面は、次の各号のいずれかを被写体とし、又は描写したものとする。

- 一 全裸、半裸又はこれらに近い状態での卑わいな^{たい}姿勢で次のいずれかに該当するもの
 - イ 大^{たい}腿部を開いた^{でん}姿勢
 - ロ 陰部、臀部、大^{たい}腿部又は女性の胸部を誇張した^{たい}姿勢
 - ハ 自慰の^{たい}姿勢
 - ニ 愛撫の^ぶ姿勢
 - ホ 排泄の^{せつ}姿勢
 - ヘ 緊縛された^{たい}姿勢
- 二 性交又はこれに類する性行為で次のいずれかに該当するもの
 - イ 男女間の性交又は性交を連想させる行為
 - ロ 同性間の性行為
 - ニ 強姦^{かん}その他のりよう辱行為
 - ニ 変態性欲に基づく性行為

(有害図書等の陳列の方法等)

第4条 条例第21条第6項の規則で定める方法は、次の各号のいずれかの方法とする。

- 一 間仕切り等により仕切られ、かつ、内部を容易に見通すことのできない措置がとられた場所に有害図書等(条例第21条第5項に規定する有害図書等をいう。以下同じ。)を陳列する方法
- 二 他の図書等(条例第21条第6項に規定する他の図書等をいう。次号において同じ。)を陳列する棚から60センチメートル以上離れた棚に有害図書等を陳列する方法
- 三 他の図書等を陳列する棚の背面に棚を設置して有害図書等を陳列する方法
- 四 棚板の前面から10センチメートル以上張り出す仕切板(透視できない材質のものに限る。)を設け、当該仕切板と仕切板の間に有害図書等を陳列する方法
- 五 床面から150センチメートル以上の高さの位置に背表紙のみが見えるようにして、有害図書等をまとめて陳列する方法

- 六 前各号に掲げる陳列方法を採ることが困難な場合は、ビニール包装、ひも掛けその他の方法により有害図書等を容易に閲覧できない状態にしてまとめて陳列する方法
- 2 条例第21条第6項及び第21条の2第3項の掲示は、第2号様式によるものとする。

(陳列場所等の変更等の勧告)

第5条 条例第21条第7項の規定による有害図書等の陳列の場所を変更し、若しくは陳列の方法を改善し、又は同条第6項の掲示をすべきことの勧告は、第3号様式によるものとする。

(勧告に従うべきことの命令)

第6条 条例第21条第8項の規定による勧告に従うべきことの命令は、第4号様式によるものとする。

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者が説明すべき事項)

第6条の2 条例第22条の2第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 携帯電話インターネット接続役務（条例第22条の2第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務をいう。）の提供を受けることにより、青少年が青少年有害情報（条例第22条第1項に規定する青少年有害情報をいう。）を閲覧し、又は視聴する機会が生ずること。
- 二 インターネットを不適切に利用することにより、青少年が違法な行為をし、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。
- 三 携帯電話インターネット接続役務提供事業者（条例第22条の2第1項に規定する携帯電話インターネット接続役務提供事業者をいう。第6条の4において同じ。）が提供する青少年有害情報フィルタリングサービス（条例第22条第1項に規定する青少年有害情報フィルタリングサービスをいう。次号及び次条において同じ。）の内容
- 四 保護者が青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をする場合には、条例第22条の2第2項に規定する書面を提出する必要があること。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出に係る書面の記載事項)

第6条の3 条例第22条の2第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 申出年月日
- 二 保護者の住所、氏名及び電話番号
- 三 青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない携帯電話端末等（条例第22条の2第1項に規定する携帯電話端末等をいう。）の番号
- 四 保護者が条例第22条の2第1項の説明等を受けた旨

(携帯電話インターネット接続役務提供事業者の保護者に対する説明等に係る勧告)

第6条の4 条例第22条の3第1項の規定による携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対し必要なことを講ずべきことの勧告は、第3号様式によるものとする。

(有害がん具類等)

第7条 条例第23条第4項第1号の規則で定める機能は、発射時に0.05キログラムメートル毎平方センチメートル(弾丸、矢その他これに類するもの(以下「弾丸等」という。))を水平斜角で発射した場合において、おおむね発射地点から3メートルの距離にある四隅を支えた状態の新聞紙5枚を貫通する力)以上のエネルギー値で弾丸等を発射することができる機能とする。

2 条例第23条第4項第2号の規則で定める形状、構造又は機能は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 性器の形状をなし、又はこれに著しく類似する形状を有するもの
- 二 性器を包み込み、又は性器に挿入する構造を有し、かつ、電動式振動機を内蔵し、又は装着可能な構造を有するもの(避妊用品を除く。)
- 三 専ら性的感情を著しく刺激することを目的にした下着類
- 四 全裸又は半裸の人形(気体又は液体で膨張させ、人形となるものを含む。)

(撤去命令等)

第8条 条例第24条第4項の規定による有害図書等又は有害がん具類等の撤去その他必要な措置の命令は、第5号様式によるものとする。

(多数の青少年の利用に供される施設)

第9条 条例第25条第6号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

- 一 学校教育法(昭和22年法律第26号)第124条に規定する専修学校(専ら18歳以上の者を対象とするものを除く。)
- 二 主として青少年の研修、宿泊又はスポーツの用に供する次に掲げる施設
 - イ 別表に掲げる研修宿泊施設
 - ロ 公立のスポーツ施設

(自動販売機等の設置の届出等)

第10条 条例第26条第1項の規定による届出は、自動販売機等設置届出書(第6号様式)に自動販売機等により図書等又はがん具類を販売し、又は貸し付けることを業とする者(以下「自動販売機等業者」という。)及び自動販売機等を管理する者に係る住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)を添付したものを提出して行うものとする。

2 条例第26条第1項第4号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 自動販売機等の型式及び製造番号
- 二 自動販売機等を設置しようとする場所の周囲200メートルの見取図

3 条例第26条第3項の規定による届出事項の変更又は廃止の届出は、自動販売機等/変更/廃止/届出書(第7号様式)によるものとする。この場合において、当該変更の内容が自動販売機等業者又は自動販売機等を管理する者の住所又は氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)に係るものであるときは、当該変更に係る住民票の写し(法人にあつては、登記事項証明書)を添付しなければならない。

(除去命令等)

第11条 条例第27条第2項の規定による有害広告物の除去及び内容変更の命令は、第8号様式によるものとする。

(宣伝文書等の内容等)

第11条の2 条例第28条第1項の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

- 一 第3条各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
- 二 第7条第2項各号に規定するものを描写し、又は容易に連想させるもの
- 三 営業者の設けた店舗以外の場所において、専ら、人の性的好奇心に応じて人に接触する役務の提供を表し、又は推測させる、人の衣服を脱いだ姿態、水着姿、各種制服姿等の写真若しくは図画又は文字等を掲載したもの

2 条例第28条第1項の規則で定める場所は、次に掲げるものとする。ただし、当該場所が法令により青少年の立入りが禁止されている場所の中に在する場合を除く。

- 一 公衆電話及びその附属設備の設置場所
- 二 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条に規定する都市公園及び市町村が管理する公園
- 三 公衆便所
- 四 乗合自動車の停留所

3 条例第28条第2項の規定による宣伝文書等の除去その他の必要な措置の命令は、第8号様式の2によるものとする。

(深夜立入りを禁止する遊技業)

第12条 条例第36条第1項の規則で定める営業は、次に掲げるものとする。

- 一 硬貨又はメダルを投入することにより作動する遊技機を設置して客に遊技を行わせる営業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号。以下「風適法」という。）第2条第1項第5号に掲げる営業を除く。）
- 二 個室を設け、当該個室において客に専用装置による伴奏音楽に合わせて歌唱を行わせる営業
- 三 設備を設けて客に玉突きを行わせる営業
- 四 区画された客席を設けて客に主に図書等の閲覧若しくは視聴又はインターネットの利用を行わせる営業（風適法第2条第1項第3号に掲げる営業を除く。）

(特定薬品等)

第12条の2 条例第38条第6号の規則で定める特定薬品等は、次に掲げるものとする。

- 一 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第50条第11号の規定により厚生労働大臣が指定する医薬品
- 二 塩酸エフェドリン及びその製剤
- 三 有機溶剤（労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）別表第6の2に掲げるものをいう。以下この号において同じ。）及び有機溶剤含有物（有機溶剤と有機溶剤以外の物との混合物で、有機溶剤を当該混合物の重量の5パーセントを超えて含有す

るものをいう。)

(審議会の会長等)

第13条 大分県青少年健全育成審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によつて定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第14条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(審議会の部会)

第15条 条例第44条第5項に規定する部会に属すべき委員は、会長が指名する。

- 2 部会に部会長及び副部会長を置き、部会に属する委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部会の事務を掌理する。

(審議会の庶務)

第16条 審議会の庶務は、生活環境部において処理する。

(会長への委任)

第17条 第13条から前条までに定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

(立入調査を行う者の指定)

第18条 条例第45条第1項の規定による指定は、次に掲げる者のうちから行うものとする。

- 一 生活環境部私学振興・青少年課の職員
- 二 児童相談所の職員
- 三 保健所の職員
- 四 教育関係の職員
- 五 少年補導職員
- 六 その他特に必要と認める職員

(証明書)

第19条 条例第45条第2項に規定する証明書は、第9号様式によるものとする。

附 則（昭和41年6月3日大分県規則第69号）
この規則は、昭和41年6月15日から施行する。

附 則（昭和48年10月2日大分県規則第72号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和52年11月15日大分県規則第48号）
この規則は、昭和52年12月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月30日大分県規則第34号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和54年10月1日大分県規則第58号）
この規則は、昭和55年1月1日から施行する。

附 則（昭和55年12月5日大分県規則第60号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成2年4月1日大分県規則第21号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日大分県規則第12号）
この規則は、平成4年7月1日から施行する。

附 則（平成8年3月30日大分県規則第23号）
この規則は、平成8年7月1日から施行する。

附 則（平成12年3月21日大分県規則第13号）
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日大分県規則第45号）
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年7月1日大分県規則第88号）
（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（大分県青少年問題協議会運営規則等の廃止）
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - 一 大分県青少年問題協議会運営規則（昭和29年大分県規則第8号）
 - 二 青少年の飲酒及び喫煙の防止に関する条例施行規則（平成13年大分県規則第82号）

号)

附 則（平成18年4月1日大分県規則第46号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年2月27日大分県規則第3号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日大分県規則第41号）

この規則は、平成20年7月1日から施行する。ただし、第9条第1号、第2号様式（「(第5条関係)」を「(第4条関係)」に改める部分に限る。）、第3号様式、第4号様式の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年4月1日大分県規則第44号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年6月10日大分県規則第39号）

この規則は、平成26年6月12日から施行する。

附 則（平成26年11月18日大分県規則第57号）

この規則は、平成26年11月25日から施行する。

附 則（平成28年3月30日大分県規則第11号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

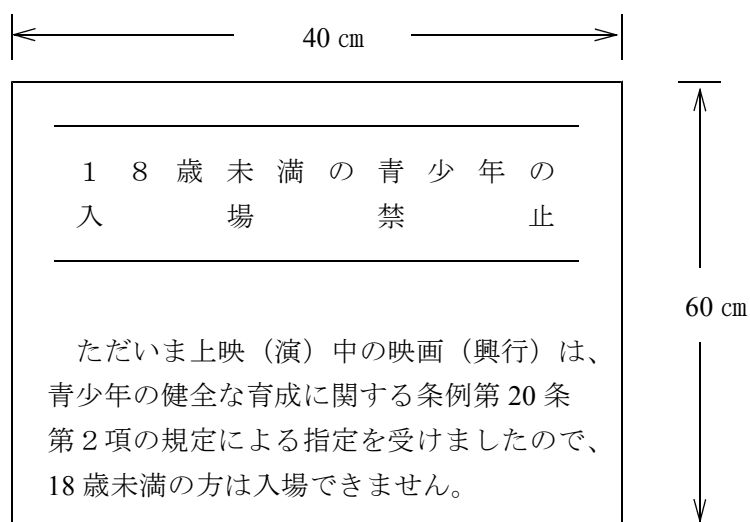
附 則（平成28年5月24日大分県規則第80号）

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

別表（第9条関係）

名 称	所 在 地
由布市湯布院スポーツセンター	由布市湯布院町川西 1200-1
大分県立社会教育総合センター香々地 青少年の家	豊後高田市香々地 5151
大分県立社会教育総合センター九重青 少年の家	玖珠郡九重町大字田野 204-47
大分県マリンカルチャーセンター	佐伯市蒲江大字竹野浦河内
大分市立のつはる少年自然の家	大分市大字荷尾杵 1097-26
別府市立少年自然の家おじか	別府市大字別府字小鹿 4374
佐伯市蒲江青少年海の家	佐伯市蒲江大字波当津浦
日田市前津江町ふるさとの家	日田市前津江町大野 64
湯布院自然の家ゆふの丘プラザ	由布市湯布院町川西 1200-8
大分いまいち山荘	大分市大字今市 1099-5
竹田市祖母山麓体験交流施設あ祖母学 舎	竹田市大字神原 13
由布市交流体験施設庄内ゆうゆう館	由布市庄内町畑田 851

第1号様式（第2条関係）



第2号様式（第4条関係）

←————— 25 cm —————→	
成人向けコーナー	
青少年の健全な育成に関する条例	第21条第5項 第21条の2第2項 の規定によ
り、18歳未満の方の（購入、借受け）をお断りします。	
	↑ 10 cm ↓

注1 この様式は、横書き又は縦書きにより作成するものとし、横書きにより作成する場合は縦10センチメートル以上、横25センチメートル以上、縦書きにより作成する場合は縦25センチメートル以上、横10センチメートル以上とする。

注2 括弧内の文字は、必要なものを記載すること。

第3号様式（第5条・第6条の4関係）

指令 第 号	
住所 氏名	
〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地 及び名称並びに代表者の氏名 〕	
青少年の健全な育成に関する条例	第21条第7項 第22条の3第1項 の規定により、下記の
措置をとることを勧告します。	
年 月 日	
大分県知事 印	
記	
1 措置すべき内容	
2 措置すべき期限	

第4号様式（第6条関係）

指令 第 号

住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

青少年の健全な育成に関する条例第21条第8項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

大分県知事

印

記

- 1 措置すべき物件
- 2 措置すべき内容
- 3 措置すべき期限

指令 第 号

住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

青少年の健全な育成に関する条例第24条第4項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

大分県知事

印

記

- 1 措置すべき物件
- 2 措置すべき内容
- 3 措置すべき期限
- 4 理由

自動販売機等設置届出書

年 月 日

大分県知事

殿

届出者

住所

氏名

印

電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり、図書等又はがん具類等を収納する自動販売機等を設置しますので、青少年の健全な育成に関する条例第26条第1項の規定により届け出ます。

自動販売機等を管理する者	住所			
	氏名		電話番号	
自動販売機等の設置場所				
自動販売機等の製造番号等	型式		製造番号	
自動販売機等の種類	<input type="checkbox"/> 自動販売機 <input type="checkbox"/> 自動貸出機			
設置予定年月日	年 月 日			

注1 設置場所の周囲200メートルの見取図を添付すること。

2 自動販売機を管理する者が法人である場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。

第7号様式（第10条関係）

自動販売機等 変更 届出書

年 月 日

大分県知事 殿

届出者
住所
氏名 印
電話番号

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

次のとおり、自動販売機等設置（変更・廃止）をしましたので、青少年の健全な育成に関する条例第26条第3項の規定により届け出ます。

変更・廃止前	自動販売機等設置者	住所			
		氏名		電話番号	
	自動販売機等を管理する者	住所			
		氏名		電話番号	
	自動販売機等の製造番号等	型式		製造番号	
	自動販売機等の設置場所				

変更内容					
------	--	--	--	--	--

変更 廃止	年月日	年 月 日
----------	-----	-------

- 注1 設置場所の周囲200メートルの見取図を添付すること。
 2 自動販売機を管理する者が法人である場合には、主たる事務所の所在地、名称並びに代表者の氏名を記入すること。

指令 第 号

住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

青少年の健全な育成に関する条例第27条第2項の規定により、下記の広告物の
除 去
内容変更 を命じます。

なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処理の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

大分県知事 印

記

- 1 広告物の所在
- 2 広告物の種類及び内容
- 3 命令の内容
- 4 理由

指令 第 号

住所

氏名

〔 法人の場合は、主たる事務所の所在地
及び名称並びに代表者の氏名 〕

青少年の健全な育成に関する条例第28条第2項の規定により、下記の措置をとることを命じます。

なお、この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大分県知事に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算6箇月以内に、大分県を被告として（訴訟において大分県を代表する者は大分県知事となります。）、処理の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算6箇月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

年 月 日

大分県知事 印

記

- 1 宣伝文書等の所在
- 2 宣伝文書等の種類及び内容
- 3 命令の内容
- 4 理由

第9号様式（第19条関係）

（表）

第 号
身 分 証 明 書
所属
職名
氏名
年 月 日生
上記の者は、青少年の健全な育成に関する条例第45条第1項の規定により指定した者であることを証明する。
年 月 日
大分県知事
印
有効期間
年 月 日から
年 月 日まで

（裏）

青少年の健全な育成に関する条例（抜粋） （立入り、調査等）
第45条 知事の指定した者又は警察官は、この条例の実施のために必要があると認めるときは、営業の時間内において、質屋、古物商、興行場その他の営業の場所に立ち入り、調査し、関係者から資料の提出を求め、又は関係者に質問することができる。
2 知事の指定した者又は警察官は、前項の規定による立入り、調査等を行うときは、その身分を示す証明書を携行し、関係者に提示しなければならない。
3 第1項の規定による立入り、調査等は、必要最小限度において行うべきであつて、関係者の正常な業務を妨げないように努めなければならない。